平成２４年（フ）第３７４号
宮崎市吾妻町61－１　コーポラスＵ101、住民票上の住所宮崎市大字赤江1123番地６
破産者　岡村　義則
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９２号
宮崎県日向市大字財光寺6547番地４　県営住宅川路団地Ｃ棟６号
破産者　冨岡　禮子
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２６４号
鹿児島県鹿児島市山田町441　つかさヘルスケアホスピタル205号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目10番３―501号
破産者　熊本　利幸
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１９２０号
福岡市南区桧原２丁目52番３―301号
破産者　太田富士雄
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６６８号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番４―303号
破産者　藤原　洋紀
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２９号
埼玉県春日部市緑町４丁目10番31号
破産者　中村　賢二
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
埼玉県草加市原町２丁目１番31号　ディアス原町Ａ棟―101号
破産者　成田　英彰
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
滋賀県高島市マキノ町西浜1415番地、前住所大津市石山千町276番地の１　ケアハウス千寿の郷
破産者　伊手　満男
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４４号
京都市山科区音羽山等地15番地39、開始決定時の住所大津市中央３－６―12　セジュール中央101号
破産者　里田　一仁
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８７６号
大阪府東大阪市西岩田２丁目７番25―1418号
破産者　萩原　真希
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１号
兵庫県姫路市八代東光寺町16番11号、従前の住所兵庫県姫路市北条梅原町100番地
破産者　誠和宝石こと　林　　卓也
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９２号
兵庫県姫路市八代東光寺町16番11号、従前の住所兵庫県姫路市北条梅原町100番地
破産者　誠和宝石こと　林　　照子
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５２号
鳥取市桜谷５番地45、申立時の住所鳥取県米子市角盤町１丁目15番地14　セレスト302号
破産者　松下　豊秋
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第７２５号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代518番地
破産者　阿部　裕子
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８５０号
福岡県大野城市栄町２丁目５番24―207号
破産者　長峰　祐治（旧姓宮崎）
１　決定年月日　平成25年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３号
秋田県北秋田市米内沢字薬師下61番地
破産者　佐々木　拓
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
山形県鶴岡市湯温海字湯之里136番地５、前住所山形県東田川郡庄内町狩川字玉坂27番地３
破産者　佐藤　順一
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１６号
群馬県太田市藪塚町1361番地７
破産者　古川建設こと　古川　安壽
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１７号
群馬県太田市藪塚町1361番地７
破産者　古川みつ枝
１　決定年月日　平成25年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部